

青森県主要農作物種子基本要綱

平成30年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における主要農作物の種子の生産について、奨励品種等の指定、種子の生産・供給体制の整備その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「主要農作物」とは、稲、麦類及び大豆をいう。

2 この要綱において、「一般種子」とは、主要農作物を生産するために必要な優良な種子をいい、「原種」とは、一般種子の生産を行うために必要な種子をいい、「原原種」とは、当該原種の生産を行うために必要な種子をいう。

(奨励品種等の指定)

第3条 県は、青森県主要農作物奨励品種規程（昭和60年4月6日青森県告示第291号）第3条第1項の規定により、本県の気象条件に適合し、県内での作付けを奨励すべき主要農作物の優良な品種を「奨励品種」として指定するほか、奨励品種を補完するための品種を「認定品種」として指定する。

(種子の生産・供給体制)

第4条 主要農作物の優良な種子を確保するため、原種及び原原種（以下「原種等」という。）は、原則として地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「産技センター」という。）が生産し、一般種子は、原則として公益社団法人青森県農産物改良協会（以下「改良協会」という。）が生産する。

2 県は、産技センター及び改良協会と連携し、原種等及び一般種子の安定生産及び供給を行う。

(検査)

第5条 県は、流通する奨励品種及び認定品種の種子の品質を確保するため、産技センターが委託し生産する原種及び種子生産農業協同組合等が生産する一般種子について検査を行う。

2 産技センターは、生産した原種のうち、改良協会に配付する種子について、検査を行う。

3 前2項の検査は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示933号）によって行うものとする。

4 県は、原種等及び一般種子の種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励品種等の指定、種子の生産・供給体制の整備その他の措置に関し必要な事項は、要領で別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。